



8

令和8年8月15日 発行

第80巻 第8号

岡山市北区桑田町15番28号

一般社団法人岡山県労働基準協会

編集兼 (電話 (086) 225-3571)

発行人

岡田 康浩

1部 50円 1年 600円

(購読料は会費に含む)

ホームページ <https://www.olsa.or.jp>



大滝山西法院(備前市) (写真提供: 公益社団法人岡山県観光連盟)



目次

Aug. 2026

行政の動き

- 令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます! 3
- 令和8年度働き方改革推進支援助成金のご案内10
- テレワークを活用してみませんか11
- 労働時間の考え方「研修・教育訓練」等の取扱い12

- 本部・岡山支部一時移転のお知らせ 2
- 個人事業者、中小事業主・役員への「特別教育」義務化(令和9年4月～罰則付き)について 4
- 令和8年度衛生管理講習会のご案内 6
- 令和8年度岡山地方産業安全衛生大会のご案内 8
- 安全衛生相談のご利用を!14
- 第85回全国産業安全衛生大会のご案内15

悠々自適11

労働災害-統計-16

協会より

地域企業の魅力ある職場づくりに貢献します

岡山県労働基準協会 本部・岡山支部

一時移転のお知らせ

当協会ビルにおきまして、耐震工事を実施することとなりました。
工事期間中、下記のとおり当協会事務所を一時移転いたします。
ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

移転期間 2026年9月下旬～2027年2月末予定
※詳細は随時当協会HPにてお知らせいたします

移 転 先 岡山商工会議所ビル
岡山市北区厚生町3丁目1-15
※TEL・FAXに変更はございません



◆アクセス方法

■タクシー

岡山駅より所要時間 約8分

■徒歩

岡山駅より所要時間 約25分

■バス

○岡電バス・両備バス・下電バス

JR岡山駅・天満屋方面～

「中庄駅」「倉敷駅」行きへ乗車

「厚生町商工会議所」停留所下車



岡山商工会議所
Google Map



詳細は随時当協会HPにて

岡山県労働基準協会



<https://www.olsa.or.jp>



一般社団法人岡山県労働基準協会

(移転前住所) 岡山市北区桑田町15-28

TEL : 086-225-3571 FAX : 086-225-3566

岡山支部

TEL : 086-221-2160 FAX : 086-227-1047

令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます！

カスタマーハラスメント対策の義務化【改正労働施策総合推進法・指針の内容】

職場における「カスタマーハラスメント」とは、職場において行われる

①顧客等の言動であって、②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③の要素を全て満たすものをいいます。

カスタマーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①カスタマーハラスメントには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②カスタマーハラスメントの内容及びあらかじめ定めた対処の内容（※）を、労働者に周知する
（※）管理監督者にその場の対応の方針について指示を仰ぐ、可能な限り労働者を一人に対応させない、犯罪に該当し得る言動は警察へ通報する、本社・本部等へ情報共有を行い指示を仰ぐ 等

◆相談体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
- ④相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆対応の実効性を確保するために必要な カスタマーハラスメントの抑止のための措置

- ⑧特に悪質と考えられるカスタマーハラスメントへの対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑥被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑦再発防止に向けた措置を講ずる

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
- ⑩相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化【改正男女雇用機会均等法・指針の内容】

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、

事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により求職者等による求職活動等が阻害されるものをいいます。

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、労働者に周知・啓発する
- ③求職活動等に関するルール（※）をあらかじめ明確化し、労働者及び求職者等に周知・啓発する

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑥事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑦被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑧行為者に対する措置を適正に行う
- ⑨再発防止に向けた措置を講ずる

◆相談体制の整備

- ④相談窓口をあらかじめ定め、求職者等に周知する
- ⑤相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑩相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者及び求職者等に周知する
- ⑪労働者が事実関係の確認等の事業主の措置に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

【岡山労働局HP】

お問い合わせ先

岡山労働局 雇用環境・均等室

TEL 086-225-2017



お申込みお急ぎください！！

個人事業者（フリーランス、一人親方）、中小事業主・役員の皆さまへ！
令和9年4月から「特別教育」受講が義務付けられます（罰則付き）

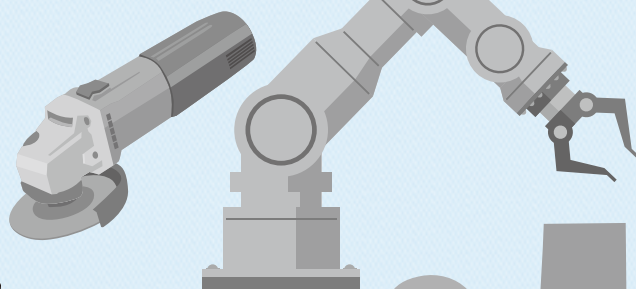
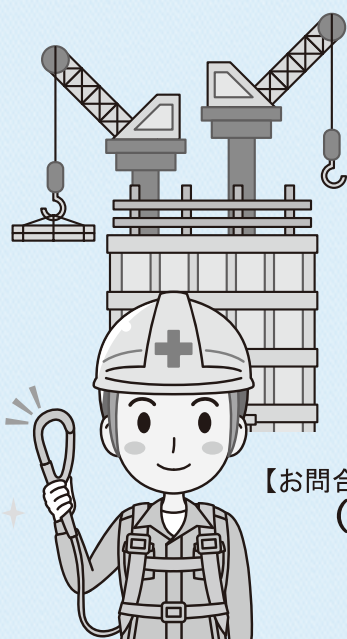
【改正労働安全衛生法】

労働安全衛生法の改正により個人事業者等の安全衛生対策が強化されました。

改正項目は複数ありますが、このうち、個人事業者や中小事業主等に対する特別教育受講の義務化についてお知らせします。

【令和9年4月施行】労働者を危険有害な業務に就かせる際に義務付けられていた「**特別教育**」の実施が個人事業者等（一人親方、フリーランス）及び中小企業の代表者・役員にも拡大され、これらの方が労働者と同一の場所において該当業務を行う前には受講しておかなければなりません（改正労働安全衛生法第59条第4項）。なお、法違反には罰則の適用があります。

法施行前には駆け込み受講が予想されますので、該当の業務に就かれる皆さまは、お早めにご受講いただきますよう、ご案内申し上げます。



【お問合せ・お申込みは】

(一社) 岡山県労働基準協会

岡山市北区桑田町15-28

TEL (086) 225-3571

URL: <https://www.olsa.or.jp/>

安規36条 号別	対象業務 労働安全衛生法第59条第3項・第4項、労働安全衛生規則第36条
1	研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務
2	動力プレス of 金型、シャー of 刃部又はプレス機械・シャー of 安全装置・安全囲いの取付け、取外し又は調整の業務
3	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務
4	高圧(直流750V超・交流600V超～7,000V以下)・特別高圧(7,000V超)の充電電路・その支持物の敷設などの業務。低圧(直流750V以下・交流600V以下)の充電電路(対地電圧50V以下及び感電による危害を生じるおそれのないものを除く。)の敷設、修理の業務等
4の2	対地電圧が50ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務
5	最大荷重1トン未満のフォークリフト運転業務(他に道交法適用有り)
5の2	最大荷重1トン未満のショベルローダー、フォークローダー運転業務(他に道交法適用有り)
5の3	最大積載量が1トン未満の不整地運搬車の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務
5の4	テールゲートリフターの操作の業務
6	制限荷重5トン未満の揚貨装置運転業務
6の2	伐木等機械の運転業務(他に道交法適用有り)
6の3	走行集材機械の運転業務(他に道交法適用有り)
7	機械集材装置の運転業務
7の2	簡易架線集材装置の運転業務・架線集材機械の運転の業務
8	チェンソーを用いて行う立木伐木、かかり木の処理又は造材の業務
9	機体重量3トン未満の不特定場所を自走できるものの運転業務(他に道交法適用有り) ・ 整地運搬積込機(令別表7の1号)①ブルドーザー ②モーターグレーダー ③トラクターショベル ④ずり積機 ⑤スクレーパー ⑥スクレーブドーザー ・ 掘削機(令別表7の2号)①パワーショベル ②ドラグショベル ③ドラグライン ④クラムシェル ⑤バケット掘削機 ⑥トレンチャー ・ 基礎工事機(令別表7の3号)①くい打ち機 ②くい抜き機 ③アースドリル ④リバースサーキュレーションドリル ⑤せん孔機 ⑥アースオーガー ⑦ペーパードレーンマシン ・ 解体用機械(令別表7の6号)①ブレーカ ②鉄骨切断機 ③コンクリート圧砕機 ④解体用つかみ機
9の2	基礎工事機(令別表7の3号) 自走できないものの運転業務
9の3	同上 自走できるものの作業装置の操作業務
10	締固め用機械(令別表7の4号) ローラー運転業務(他に道交法適用有り)
10の2	コンクリート打設用機械(令別表7の5号)作業装置の操作業務
10の3	ボーリングマシン運転業務
10の4	建設工事の作業で使用するジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転業務
10の5	作業床の高さが10m未満の高所作業車の運転の業務(他に道交法適用有り)
11	動力駆動の巻上げ機の運転業務(電気ホイスト・エアホイスト・これら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く)
13	令第15条第1項第8号の軌道装置等運転業務(除く鉄道事業法又は軌道法適用のもの)
14	小型ボイラー取扱業務
15	つり上げ荷重0.5トン以上5トン未満のクレーン・つり上げ荷重5トン以上の跨線テルハの運転業務(除く移動式クレーン)(ク則21条)
16	移動式クレーン(つり上げ荷重0.5トン以上1トン未満)の運転業務(他に道交法適用有り)(ク則67条)
17	デリック(つり上げ荷重0.5トン以上5トン未満)の運転業務(ク則107条)
18	建設用リフトの運転業務
19	玉掛業務(0.5トン以上1トン未満のクレーン、移動式クレーン及びデリック)(ク則222条)
20	ゴンドラの操作業務
20の2	作業室、気こう室へ送気するための空気圧縮機の運転業務
21	高圧室内作業に係る作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックの操作業務
22	気こう室への送気・排気の調節を行うためのバルブ又はコックの操作業務
23	潜水作業者への送気調節を行うバルブ又はコックの操作業務
24	再圧室の操作業務
24の2	高圧室内作業に係る業務
25	四アルキル鉛等業務(令別表第5の四アルキル鉛等業務)
26	酸素欠乏危険場所における作業に係る業務(令別表第六の酸素欠乏危険場所)
27	特殊化学設備の取扱い、整備及び修理業務(除く第一種圧力容器)
28	エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影業務
28の2	加工施設、再処理施設又は使用施設等の管理区域における核燃料物質又は使用済燃料(汚染物を含む)の取扱業務
28の3	原子炉施設の管理区域内における核燃料物質又は使用済燃料(汚染物を含む)の取扱業務
28の4	東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質により汚染された物であって、電離則第2条 第2項に規定するものの処分の業務
28の5	電離則第7条の2第3項の特例緊急作業に係る業務
29	粉じん則第2条1項第3号の特定粉じん作業に係る業務
30	ずい道等の掘削作業、ずり、資材等の運搬、覆工のコンクリート打設等の作業に係る業務
31	産業用ロボットの可動範囲内において行う教示等又はそれらを行う労働者と共同して可動範囲外にて行う当該教示等に係る機器の操作業務
32	産業用ロボットの可動範囲内において行う検査等又はそれらを行う労働者と共同して可動範囲外にて行う当該検査等に係る機器の操作業務
33	空気圧縮機を用いて行う自動車(除く2輪自動車)のタイヤの空気充てん業務
34	廃棄物焼却施設(ダイオキシン類特別措置法)におけるばいじん、焼却灰等を取り扱う業務
35	廃棄物焼却施設の焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務
36	廃棄物焼却施設の焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴う焼却灰等の取扱業務
37	石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業並びに石綿等の封じ込め、囲い込みの作業
38	土壌等の除染等の業務及び特定線量下業務
39	足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。)
40	高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて行うロープ高所作業に係る業務
41	高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)

参加費
無料

令和8年度

衛生管理講習会

主催：岡山県労働基準協会 後援：岡山労働局・各労働基準監督署

9/8 (火) 笠岡

衛生管理者、安全管理者 職場巡視の
着眼点とチェックリストの活用

講師 横溝 浩氏

横溝労働安全衛生コンサルタント事務所
岡山産業保健総合支援センター 産業保健相談員

会場/HAGIHARAブルーシーホール
笠岡市民会館（笠岡市六番町1-10）

9/10 (木) 倉敷

朝タンで丈夫な身体づくりをしませんか
眠気に勝つ!!働く人の血糖コントロール術

講師 高山 真希氏・筒井 風咲氏

(一社)岡山県労働基準協会 労働衛生センター
保健師

会場/マービーふれあいセンター
(倉敷市真備町箭田40-1)

9/10 (木) 玉野

ストレスに強い心と体は「腸」から
つくられる?

～脳腸相関が教える 新しいメンタルヘルス対策～

講師 井上 里加子氏

岡山県立大学 保健福祉学部 栄養学科 助教授

会場/玉野市総合保健福祉センター
(玉野市奥玉1-18-5)

9/10 (木) 和気

職場における化学物質管理への
対応について

講師 高月 克己氏

㈱サンキョウエンビックス 事業支援部門
労働衛生コンサルタント

会場/岡山セラミックスセンター
(備前市西片上1406-18)

9/16 (水) 新見

ストレスに強い心と体は「腸」から
つくられる?

～脳腸相関が教える 新しいメンタルヘルス対策～

講師 井上 里加子氏

岡山県立大学 保健福祉学部 栄養学科 助教授

会場/まなび広場にいき
(新見市新見123-2)

9/25 (金) 岡山

ストレスチェック制度の最新動向と
事業場規模別の実務対応

～小規模事業場に求められる準備と
既に実施している事業場における今後の展望～

講師 徳弘 雅哉氏

三菱自動車工業㈱ 統括産業医
岡山産業保健総合支援センター 相談員

会場/岡山県安全衛生会館
(岡山市南区山田2315-4)

9/25 (金) 津山 [サテライト]

ストレスチェック制度の最新動向と
事業場規模別の実務対応

～小規模事業場に求められる準備と
既に実施している事業場における今後の展望～

講師 徳弘 雅哉氏

三菱自動車工業㈱ 統括産業医
岡山産業保健総合支援センター 相談員

会場/北部教習所
(津山市神戸574-10)

< プログラム >

第1部	労働基準監督署の指導 13:30～
第2部	特別講演 15:00～16:30

★各会場のテーマを
ご参照ください。

- 上記のほか関係機関による広報を実施する場合があります。
- 会場により一部の時間割を変更する場合があります。

今年も、9月1日から30日までを準備期間として、10月1日から7日まで第77回全国労働衛生週間が展開されます。

当協会では、例年各支部において準備期間中に開催している衛生管理講習会をご案内のとおり計画いたしました。受講を希望される場合は、**当協会ホームページ**または下記の受講申込書に必要事項をご記入のうえ、各支部までFAXにてお申し込みください。受付完了後、受講票をお送りいたします。

ご都合のよい日程・テーマでご受講くださいますようお願い申し上げます。

参加費
無料

《様式》 衛生管理講習会（9月 日 会場）受講申込書 *7040

※受付	(フリガナ) 氏 名	※受付	(フリガナ) 氏 名
	()		()
	()		()
	()		()
(フリガナ) 事業所名	()		
事業所 所在地	〒 都道府県 市郡 区		
ご担当者 職 氏 名	(ご連絡先) TEL - -		
受講票送付先	FAX - -		
※いずれかに ご記入ください	メール		

※申込書に記入された氏名等の個人情報は、当協会が責任をもって保管・管理し、本講習会の的確な実施のためにのみ使用します。

当協会ホームページまたはFAXにてお申し込みください

一般社団法人 岡山県労働基準協会

TEL 086-282-6532 FAX 086-282-6506

岡山県労働基準協会

検索



岡山支部 TEL 086-221-2160 FAX 086-227-1047

倉敷支部 TEL 086-422-6230 FAX 086-426-6521

玉野支部 TEL 0863-21-2349 FAX 0863-21-3334

児島支部 TEL 086-473-1811 FAX 086-473-1870

津山支部 TEL 0868-32-8677 FAX 0868-32-8644

笠岡支部 TEL 0865-63-3718 FAX 0865-63-3735

和気支部 TEL 0869-92-0876 FAX 0869-92-0899

新見支部 TEL 0867-72-0338 FAX 0867-72-0317

令和8年度 岡山地方 産業安全衛生大会

年間標語

危険の芽 摘んで安全 咲く笑顔



日時

令和8年 **11月6日** (金)
13:00～16:30



場所

岡山コンベンションセンター
ママカリフォーラム イベントホール

参加費
無料

特別講演

行動を変える心理学

大阪医科薬科大学 看護学部 教授

飛田 伊都子 氏

講演

「安全体力®」機能テストのご紹介

岡山産業保健総合支援センター 産業保健相談員
JFEスチール(株)西日本製鉄所(倉敷地区)
ヘルスサポートセンター

乍 智之 氏

最近の労働安全衛生行政から

岡山労働局 労働基準部 健康安全課長

田淵 英二 氏

同日開催イベント

11:30～16:30

- ▶『転倒・腰痛予防』相談
- ▶『転倒予防』のための体力
チェック体験

※いずれも参加費無料・
体力チェックのみ
事前予約制

※詳しくは裏面をご覧ください



12:00～16:30

- ▶ 安全衛生用品展示
- ▶ 安全衛生等相談



※いずれも参加費無料・事前予約不要

主催

一般社団法人岡山県労働基準協会
建設業労働災害防止協会岡山県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会岡山県支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会岡山支部
林業・木材製造業労働災害防止協会岡山県支部
岡山産業保健総合支援センター
岡山県 T H P 推進協議会

共催

岡山労働局
各労働基準監督署

後援

岡山県

協賛

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会岡山支部
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会岡山県支部
一般社団法人日本クレーン協会東中四国支部
一般社団法人日本ボイラ協会岡山支部
公益社団法人日本作業環境測定協会中国支部岡山分会
水島地区安全衛生協力会連絡協議会

『転倒予防』のための体力チェック体験コーナー 岡山産業保健総合支援センター
簡単な体力テストで、『筋力』『バランス力』『柔軟性』をチェックしてみませんか？
体力チェック所要時間は25分程度。事前予約制（定員39名）ですが、当日の申込みも
可能です。当センターWEBサイトで体力テストの種目をご紹介します。 

『転倒・腰痛予防』相談コーナー（事前予約不要） 体力チェックの
※大会と並行して通路横のブースで行います。 ご予約はコチラから ➡ 



会場のご案内

- JRでお越しの方
岡山駅中央改札口から徒歩約3分
- お車でお越しの方
岡山ICから約20分
- ★ 駐車場のご案内 30分ごとに150円
ママカリパーキング（260台）
リットパーキング（270台）

※できる限り公共交通機関でご来場ください。

※様式※ 令和8年度岡山地方産業安全衛生大会 参加申込書 *4020

※受付	(フリガナ) 氏 名	※受付	(フリガナ) 氏 名
	()		()
	()		()
(フリガナ) 事業所名	()		
事業所 所在地	〒 都道府県 市郡 区		
ご担当者 職 氏 名	(ご連絡先) TEL - -		
受講票送付先	FAX - -		
※いずれかに ご記入ください	メール		

※申込書に記入された氏名等の個人情報は、当協会が責任をもって保管・管理し、本大会の的確な実施のためにのみ使用します。

岡山県労働基準協会ホームページまたはFAXにてお申込みください

一般社団法人 岡山県労働基準協会
TEL 086-282-6532 FAX 086-282-6506

岡山県労働基準協会 検索



岡山支部 TEL 086-221-2160 FAX 086-227-1047 津山支部 TEL 0868-32-8677 FAX 0868-32-8644
倉敷支部 TEL 086-422-6230 FAX 086-426-6521 笠岡支部 TEL 0865-63-3718 FAX 0865-63-3735
玉野支部 TEL 0863-21-2349 FAX 0863-21-3334 和気支部 TEL 0869-92-0876 FAX 0869-92-0899
児島支部 TEL 086-473-1811 FAX 086-473-1870 新見支部 TEL 0867-72-0338 FAX 0867-72-0317

令和8年度 働き方改革推進支援助成金のご案内

申請期限：
11月30日

生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成することで、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します！

コース名	成果目標	助成上限額	助成対象となる取組	助成率
業種別課題対応コース※ ¹ ・建設業 ・運送業等 ・病院等 ・情報通信業・宿泊業	いずれかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②所定外労働時間の削減 ③新規に年休の計画的付与制度の整備 ④新規に時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ⑤勤務間インターバル制度を導入 ⑥所定休日の増加(建設業のみ) ⑦医師の働き方改革推進に関する取組を実施(病院等のみ)	成果目標の達成状況に基づき、①～⑤の助成上限額を算出 ①150万円・200万円・250万円 ②50万円・100万円 ③25万円 ④25万円 ⑤交付申請前の導入の有無及び導入時間数に応じて60万円～170万円 ⑥1日増加ごとに25万円(最大100万円) ⑦50万円	労働時間短縮や生産性向上に向けた取組 ①労務管理担当者・労働者への研修(業務研修を含む) ②外部専門家によるコンサルティング ③就業規則の作成・変更 ④人材確保に向けた取組等 ⑤労務管理用機器等の導入・更新 ⑥労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新	費用 3 / 4 ただし、事業規模30名以下かつ左記⑤、⑥の取組を実施する場合で所要経費が30万円を超える場合 費用 4 / 5
労働時間短縮・年休促進支援コース※ ¹	いずれかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に年休の計画的付与制度の整備 ③新規に時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	成果目標の達成状況に基づき、①～③の助成上限額を算出 ①50万円・100万円・150万円 ②25万円 ③25万円		
勤務間インターバル導入コース※ ¹	9時間以上の勤務間インターバル制度を導入、適用拡大	交付申請前の導入の有無及び導入時間数に応じて、50万円～150万円		
New 取引環境改善コース	荷主集団等※ ² が、構成員である運送事業主の1/2以上に対して荷待ち・荷役時間及び労働時間の短縮に効果を上げること ※ ² 荷主又は倉庫事業者並びに運送事業者等から構成される集団等(3以上の事業主から組織され、1以上の荷主若しくは倉庫事業者及び1以上の運送事業者で構成されていること、組織として現に活動している又は今後具体的に活動することが見込まれること等が必要)	1荷主集団等あたり100万円	①取引適正化への理解促進等、取引先等との調整 ②好事例の収集、普及啓発 ③セミナーの開催等 ④巡回指導、相談窓口の設置等 ⑤運送事業者等が利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新	定額
団体推進コース	事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用	上限額:500万円	①市場調査 ②新ビジネスモデルの開発、実験 ③好事例の周知、普及啓発 ④セミナーの開催 ⑤巡回指導、相談窓口の設置等	定額

※¹ 賃上げ加算制度あり:賃金を3%以上引き上げた場合、常時使用労働者数、引上げ率及び引上げ人数に応じて助成金の上限額を6万円～最大720万円加算
割増賃金率の引上げ加算制度あり:割増賃金率の引上げ、時間外労働時間数の削減を行うことで、助成金の上限額を25万円～100万円加算

取引環境改善コースを新設しました！

荷待ち・荷役時間及び労働時間の短縮に向けた取引環境の整備を支援します！

荷待ち時間をの削減に取り組みたい...



長時間の荷待ちが取引適正化を阻害しているかも...

トラック予約システムの導入

ハンドリフトの導入

倉庫事業者や運送事業者、トラックドライバーが物流拠点に対して事前に荷役の予約時間を登録し、トラックが特定の時間帯に集中して混雑することを防ぎ無駄な作業時間を削減できた。

一度に運ぶことができる荷物の量を増やすことができ、ピッキングに係る作業時間を短縮することができた。連動して、1台あたりの荷役時間が短縮され、荷待ち時間も削減できた。

送迎用のリフト付き福祉車両導入(時短・年休)

課題と対応



車椅子利用者の送迎時には2名で行き、介助はすべて人力で行わなければならなかったため、1回の送迎に時間を要していた。

実施結果

車椅子利用者の送迎が1名で行えるようになり、また送迎に要する時間が短縮した。

運転体験会、就職フェアの開催(団体)

課題と対応



バス事業者の運転者人材が不足している。

バスの運転体験を通じて職業ドライバーの魅力とやりがいを伝え、バス運転手を就職転職先の候補に考えてもらうきっかけとなった。

実施結果

助成金活用事例



岡山労働局

助成金センター
086-224-7639

情報通信技術を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方

テレワークを活用してみませんか

利用者の声

- 従業員**
- 家族と過ごす時間や趣味の時間が増えた
 - 育児や介護等と仕事の両立が可能となった
 - 自律的に仕事を進めることができる能力が強化された
 - 仕事の満足度が上がり、仕事に対する意欲が増した
- 企業**
- 優秀な人材の確保や雇用継続につながった
 - 資料の電子化や業務改善の機会となった
 - 非常時でも事業を継続でき、早期復旧もしやすかった
 - 企業のブランドやイメージを向上させることができた

テレワークを活用する企業、労働者の皆さまへ  



テレワークの

適切な導入及び 実施の推進のための ガイドライン



お問い合わせ先

岡山労働局 雇用環境・均等室
TEL 086-225-2017

厚生労働省HP >>>

悠々自適

岡山労働局
雇用環境・均等室長
岡田 節子

鳥取の神社のお話

令和5年4月に鳥取労働局へ異動となり、初めて山陰での生活が始まりました。

着任して間もない頃、町内の道路沿いの電柱や家の軒先にしめ縄が長く張られているのを目にしました。地元の方に尋ねると、「神社の祭りだから」とのことでした。そのとき初めて近くに神社があることを知り、ゆかりのない土地での新しい生活を始めるにあたり、地域の神様にごあいさつをしておこうと思い立ち、それ以来、鳥取の神社にお参りするようになりました。

在勤した3年間でいくつかの神社を訪れましたが、その多くは大きな森に囲まれています。鳥居をくぐってもすぐには社殿が見えず、長い参道を進みます。周囲には見上げるような高い木々が並び、木の根元や石灯籠は苔に覆われています。あたりには湧き水が流れていることもあり、しっとりとした空気

が漂っています。その静けさの中に立つと、何百年も前から変わらない風景が今も残されているように思えます。

森の中にあっても、社殿のしめ縄が新しく整えられ、手水舎も清潔に保たれている様子から、地域の方々が大切に守っていることが伝わってきます。私も作法に従って参拝し、鳥取での生活や仕事の無事を祈ります。お参りを終えると、気持ちが落ち着き、明日からまた頑張ろうという気持ちになります。

鳥取の魅力は自然ではありません。大山のふもとにある大神山神社の壮大な社殿や石畳の参道、因幡の白兔神話の白兔神社の歴史など、地域の文化や信仰を現在まで伝えていきます。神社を巡ることで、鳥取の豊かな自然とともに、この土地が積み重ねてきた歴史の重みに触れることができます。

山陰と聞くと、どこか暗いイメージが思い浮かぶ方が多いのではないのでしょうか。しかし鳥取で出会ったのは、歴史と豊かな自然に恵まれた環境でした。岡山と鳥取は池田家を通じた歴史的なつながりもあります。これからも折に触れて鳥取を訪れ、この土地との縁を大切にしていきたいと思っています。そして鳥取で過ごした3年間への感謝を込めて、鳥取の魅力を伝え、これからも応援していきたいと考えています。

労働時間の考え方：「研修・教育訓練」等の取扱い

労働基準監督署へのお問合せが多い「『研修・教育訓練』等が労働時間に該当するか否か」について、実際の相談事例をもとに解説します。

労働時間の適正な管理にお役立てください。

労働時間とは

- ・ **労働時間**とは、**使用者の指揮命令下に置かれている時間のこと**をいいます。
- ・ **使用者の明示または黙示の指示により労働者が業務に従事する時間**は、労働時間に該当します。

研修・教育訓練の取扱い

- **研修・教育訓練**について、**業務上義務づけられていない自由参加のものであれば、その研修・教育訓練の時間は、労働時間に該当しません。**

※ 研修・教育訓練への不参加について、就業規則で減給処分の対象とされていたり、不参加によって業務を行うことができなかつたりするなど、事実上参加を強制されている場合には、研修・教育訓練であっても労働時間に該当します。

労働時間に該当しない事例

- ① 終業後の夜間に行くため、弁当の提供はしているものの、参加の強制はせず、また、参加しないことについて不利益な取扱いもしない勉強会。
- ② 労働者が、会社の設備を無償で使用する許可をとった上で、自ら申し出て、一人でまたは先輩社員に依頼し、使用者からの指揮命令を受けることなく勤務時間外に行く訓練。
- ③ 会社が外国人講師を呼んで開催している任意参加の英会話講習。なお、英会話は業務とは関連性がない。

労働時間に該当する事例

(参考) 事例中の実線と破線は、「使用者の指示」「労働者が業務に従事する時間」であると考えられる箇所

- ① 使用者が指定する社外研修について、休日に参加するよう指示され、後日レポートの提出も課されるなど、実質的な業務指示で参加する研修。
- ② 自らが担当する業務について、あらかじめ先輩社員がその業務に従事しているところを見学しなければ実際の業務に就くことができないとされている場合の業務見学。

ワンポイントアドバイス

会社での「研修・教育訓練」の時間が労働時間に該当するかについては、あらかじめ労使で取扱いを話し合い、確認しておきましょう（裏面参照）。



仮眠・待機時間の取扱い

- 仮眠室などにおける**仮眠の時間**について、**電話等に対応する必要はなく、実際に業務を行うこともないような場合には、労働時間に該当しません。**

労働時間に該当しない事例

- ① 週1回交代で、夜間の緊急対応当番を決めているが、当番の労働者は社用の携帯電話を持って帰宅した後は自由に過ごすことが認められている場合の当番日の待機時間。

労働時間の前後の時間の取扱い

- **更衣時間**について、**制服や作業着の着用が任意であったり、自宅からの着用を認めているような場合には、労働時間に該当しません。**
- 交通混雑の回避や会社の専用駐車場の駐車スペースの確保等の理由で**労働者が自発的に始業時刻より前に会社に到着し、始業時刻までの間、業務に従事しておらず、業務の指示も受けていないような場合には、労働時間に該当しません。**

※ 始業時刻前に会社に到着する労働者のために、飲食など業務外の行為や待機ができるよう、休憩スペースや飲食スペースなど、執務室以外の施設を利用できるようにするといった対応も考えられます。

直行直帰・出張に伴う移動時間の取扱い

- **直行直帰・出張に伴う移動時間**について、**移動中に業務の指示を受けず、業務に従事することもなく、移動手段の指示も受けず、自由な利用が保障されているような場合には、労働時間に該当しません。**

労働時間に該当しない事例

- ① 取引先の会社の敷地内に設置された浄化槽の点検業務のため、自宅から取引先に直行する場合の移動時間。
- ② 遠方に出張するため、仕事日の前日に当たる休日に、自宅から直接出張先に移動して前泊する場合の休日の移動時間。

ワンポイント アドバイス

会社での「研修・教育訓練」の取扱いについて

- 労働時間に該当しないとする場合には、上司がその「研修・教育訓練」を行うよう指示しておらず、かつ、その「研修・教育訓練」を開始する時点において本来業務や本来業務に不可欠な準備・後処理は終了しており、労働者はそれらの業務から離れてよいことについて、あらかじめ労使で確認しておきましょう。
- 具体的には、「研修・教育訓練」について、通常の勤務場所とは異なる場所を設けて行うことや、通常勤務でないことが外形的に明確に見分けられる服装により行うことなどを定め、こうした取扱いの実施手続を書面により明確化することが望ましいと考えられます。

このリーフレットで示した事例は、個別の事案に関する対応をもとに作成したものです。個別の会社における労働時間の取扱いについては、お近くの都道府県労働局（監督課）または労働基準監督署にご相談ください。



残暑お見舞い申し上げます



坂本産業株式会社

代表取締役 坂本修三

〒714-0001 岡山県笠岡市走出670-1
TEL(0865) 65-0311(代)
FAX(0865) 65-0460

弁護士法人

太陽綜合法律事務所

TAIYO SOGO LAW FIRM P.C.

岡山県労働基準協会顧問弁護士 (岡山弁護士会所属)
代表弁護士 近藤 弦之介 代表弁護士 藤原 健輔
代表弁護士 馬場 幸三 代表弁護士 谷口 怜司
代表弁護士 山本 愛子

税理士

たけ だ やす お
武 田 育 男〒700-0983 岡山市北区東島田町1丁目2番5号
TEL: 086-231-1227

あなたの心で運ぶハート引越便



オカケン

岡山県貨物運送株式会社

代表取締役社長 馬屋原 章

〒700-0027 岡山市北区清心町4番31号
TEL (086) 252-2111(代)
ホームページ <https://www.okaken.co.jp>

労働問題相談日のお知らせ

毎週火曜日と木曜日10時から16時

(12:00~13:00を除く)

会員の皆様方の労働問題に関するあらゆるご相談に応じます。
お気軽にご相談下さい。

TEL(086)225-4538

※右記以外の日程または来所をご希望の方は、事前ご連絡下さい。

専務理事	新見 支部長	和氣 支部長	笠岡 支部長	津山 支部長	児島 支部長	玉野 支部長	倉敷 支部長	岡山 支部長
岡田	岡崎	松村	岡本	柴田	角南	下川	堀澤	荒木
康浩	平二	浩二	龍二	和正	博和	公博	輝雄	雷太

一般社団法人
岡山県労働基準協会

安全衛生相談のご利用を!

一般社団法人岡山県労働基準協会

岡山県下の労働災害が増加しています。労働災害を防止するためや労働者の健康確保を行うために事業者に対して、労働安全衛生法では種々の定めがなされています。

- 安全管理者・衛生管理者等の選任は必要か?
- 労働安全衛生法では、どのような業務に資格が必要なのか?
- 安全衛生教育をどうすればよいのか?
- 定期自主検査は、どのような機械設備について義務付けられているのか?
- 化学物質に対する労働安全衛生法上の義務がどうなっているのか?
- 労働基準監督署へ提出書類の書き方は?
- 長時間労働による健康障害の防止は?

など、職場の安全と健康に関する疑問・質問・悩みをお持ちの方が多くおられると思います。これらの相談をお受けします。

お気軽にご利用ください。

相談窓口

毎週火曜日と木曜日10時から16時
(12時から13時を除く)

電話 (086) 225-4538

(この相談事業は、岡山県労働基準協会が中央労働災害防止協会の委託を受けて行っているものです。)

第85回

全国産業安全衛生大会

大会テーマ 大地にみなぎる 安全・健康 決意の力



2026年

開催期間

9月16日水 18日金

 オンライン限定プログラム視聴期間：2026年9月16日(水)～10月2日(金)
 (※現地開催プログラムとは異なる内容です。現地開催プログラムの配信は行いません)

会場

 総合集会 (9月16日)
 北海きたえーる (北海道立総合体育センター)
 分科会 (9月17日、18日)
 札幌コンベンションセンター ほか (北海道札幌市)

新料金

参加費

 一般：1名 18,700円 (税込) / 中災防賛助会員：1名 9,350円 (税込)
 賛助会員加入回数1口につき1名適用

同時開催

緑十字展2026 つどーむ (札幌市スポーツ交流施設)

セコマサプライチェーンで解決!!

総合集会 特別講演

「人口減少、高齢化と向き合う経営」


 株式会社セコマ
 取締役会長

丸谷 智保 氏

 お申込みは特設ウェブサイトから! **5月12日(火)**より受付開始

<https://jisha-taikai2026.com/> 右のQRコードからアクセスできます


【主催】中央労働災害防止協会

【協力】公益社団法人北海道労働基準協会連合会

 【協賛】各都道府県労働基準協会(連合会)、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、
 林業・木材製造業労働災害防止協会

 【後援】厚生労働省、国土交通省、環境省、スポーツ庁、警察庁、ILO駐日事務所、北海道、札幌市、一般社団法人日本経済団体連合会、
 日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会、北海道経済連合会、札幌商工会議所、
 一般社団法人北海道商工会議所連合会、北海道商工会連合会、北海道中小企業団体中央会、一般社団法人北海道建設業協会、
 一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、公益社団法人日本保安用品協会、日本労働組合総連合会北海道連合会、
 一般社団法人北海道医師会、北海道社会保険労務士会、一般社団法人日本産業カウンセラー協会北海道支部、
 一般社団法人北海道警備業協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会北海道支部 (順不同/予定、申請中含む)

全ての働く人々に安全・健康を ~ Safe Work, Safe Life ~

JISHA 中災防
 Japan Industrial Safety & Health Association


中災防 HP

大会


 中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 イベント事業課
 TEL: 03-3452-6402 <https://www.jisha.or.jp/event/taikai/>

令和8年死亡災害発生状況

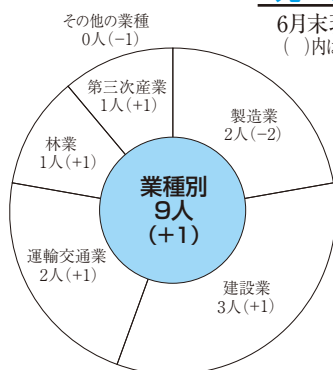
岡山労働局（令和8年6月末現在）

番号	業種	災害発生月	発生時間帯	事故の型	起因物	災害発生状況	備考
6	建設業	令和8年4月	14時台	墜落・転落(2m以上)	屋根、はり、もや、けた、合掌	住宅3階バルコニーの腰壁取り付け作業で、3階床梁上で作業中、転落して1.7m下の2階バルコニーの腰壁に激突。意識不明となったもの。入院し、治療中であつたが死亡した。	
7	金融・広告業	令和8年6月	10時台	交通事故(道路)	乗用車、バス、バイク	社用車で道路走行中、渋滞で停止していた大型トラックに追突、後続のトラックにも追突されたもの。	
8	道路貨物運輸業	令和8年6月	23時台	交通事故(道路)	トラック	雨で視界不良の中、トラックで道路を走行中、単独でガードパイプに衝突、横転し、車外に投げ出された。	
9	林業	令和8年6月	8時台	飛来・落下	立木等	立木の伐倒作業中、目的の立木の斜面上側の枯損木が枝掛かりしており、伐倒する際に高さ10m付近で折れ、落下して退避中の作業者に激突した。	

(注) 令和8年1月1日から令和8年6月末日までに発生した労働災害で、令和8年6月末日までに労働基準監督署に報告のあったもの。

2026年（令和8年）労働災害発生状況

死亡災害

6月末現在(速報値)
()内は前年同月比増減数はさまれ・巻き込まれ 0人 (-4)

事故の型別 9人 (+1)

墜落・転落 4人 (+1)

交通事故 3人 (+2)

飛来・落下 1人 (+1)

激突され 1人 (+1)

死傷災害

(休業4日以上の死傷災害)

6月末現在(速報値)
()内は前年同月比増減数

全産業 997人 (+79)

製造業 242人 (+7)

建設業 86人 (-5)

運輸交通業 157人 (+14)

林業 16人 (+6)

第三次産業 473人 (+55)

貨物取扱業 9人 (±0)

鉱業 1人 (-2)

その他 13人 (+4)

休業4日以上

(速報値)

合計 22人 (-191)

第三次産業 22人 (-191)

2026年6月分
新型コロナウイルス感染症り患による
労働災害発生状況

労働安全衛生関係
免許試験日程

2026年9月から11月までの間に
当センターで実施する学科試験の
日程は、右記のとおりです。

また、受験資格等については、

中国四国安全衛生技術センター

〒721-0955 広島県福山市新涯町2-29-36

☎084-954-4661に照会して下さい。

インターネットアドレス

<https://www.chushi.exam.or.jp/>

試験の種類		2026年		
★には、更に実技試験があります。		9月	10月	11月
特級ボイラー技士			26	
一級ボイラー技士		3		18
二級ボイラー技士		28	14	11
★特別ボイラー溶接士				
★普通ボイラー溶接士				
ボイラー整備士			2	
★クレーン・デリック運転士	限定なし	9	7	6
	クレーン限定	9	7	6・26
	床主運転式限定		7	
	限定免許解除試験		7	
★移動式クレーン運転士		2		4
★揚貨装置運転士			1	
発破技士				
ガス溶接作業主任者				
林業架線作業主任者				
第一種衛生管理者		8	6・29	12
第二種衛生管理者		8	6・29	12
高圧室内作業主任者				13
エックス線作業主任者		15		20
ガンマ線透過写真撮影作業主任者				13
潜水士		24		

昭和二十六年十一月八日
令和八年八月十五日（毎月一回十五日発行）
第三種郵便物認可

（第八〇号巻）

回覧

氏名